

男女共同参画計画

令和2年4月

上小阿仁村

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本的な考え方
 - a. 基本理念
 - b. 基本目標
 - c. 計画の役割
 - d. 基本的視点
 - e. 計画期間
3. 計画の体系

第2章 計画の内容

1. 推進の柱
 - a. 男女共同参画社会意識の醸成
 - b. 政策・方針等への女性の参画拡大
 - c. 仕事と家庭の両立支援及び地域社会環境の整備
2. 施策の方向と基本施策
 - a. 男女共同参画社会意識の醸成
 - b. 政策・方針等への女性の参画拡大
 - c. 仕事と家庭の両立支援及び地域社会環境の整備

第3章 計画の推進体制

1. 上小阿仁村における推進体制の充実
2. 企業、NPOなどとの協働の確立
3. 計画の進行管理

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展、経済・社会情勢の急激な変化や家族形態の多様化など、一人ひとりが多様な価値観やライフスタイルの下で豊かに暮らせる地域社会が求められ、男女平等の実現のための法律や制度が整備され、女性の職場進出や社会の中での参加が多くなってきました。

しかしながら、一人ひとりの意識や生活習慣には、性別による役割分担や慣習、考え方など依然として男女平等を実現できていない状況があります。

国は平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

秋田県では、国の基本計画を勘案して平成13年4月から「秋田県男女共同参画推進計画 あきた女と男のハーモニープラン」を策定し、平成28年には「第4次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し男女共同の社会づくりを醸成してきました。

上小阿仁村では、平成16年に「上小阿仁村男女共同参画計画」を策定し平成16年から平成25年までの10年間、2次計画においては平成26年から平成30年までの5年間で計画の策定、推進してきました。

更なる男女共同参画社会の推進のため、国及び県の計画に基づき「上小阿仁村男女共同参画計画（第3次計画）」を策定し、地域の特性を活かした施策の展開を図るものです。

また、この計画は、女性の職業生活における活動の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画として位置づけます。

2. 計画の基本的な考え方

a. 計画の理念

男女共同参画社会の実現のためには、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方・生き方を選択する「ワーク・ライフ・バランス」が重要です。また、村民憲章の序文に「自然に恵まれた平和なふるさとに誇りをもち心ゆたかな村づくりをめざして」と謳われており、喜びも責任も分かちあえる、女性と男性の「イコールパートナーシップ」を築き上げる社会の実現を目指します。

b. 基本目標

本村の村民性には、男が一家の柱であり、女はそのサポートとの意識が残っています。この計画では、性別による差別を解消し、男女共同参画による心ゆたかな村づくりの実現を目指します。

c. 計画の役割

(1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき上小阿仁村の総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する計画です。

(2) この計画は、上小阿仁村過疎地域自立促進計画の下に男女共同参画社会の形成に向けて、計画的な施策展開を村民とともに考え行動するための指針です。

d. 基本的視点

この計画に基づき、具体的な施策、事業を推進していくうえで、次の項目を基本的視点とします。

- (1) 性別による差別の解消
- (2) イコールパートナーシップの促進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現

e. 計画期間

(1) この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(2) 社会情勢の変化や計画の進捗状況などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の体系

推進の柱	施策の方向	基本施策
男女共同参画社会意識の醸成	性別による差別の解消	①女性の人権の尊重 ②相談体制の充実 ③制度、慣習等の見直し ④学校・家庭・地域における男女共同参画の推進
政策・方針等への女性の参画拡大（上小阿仁村女性活躍推進計画）	人材の養成と女性の参画促進	①人材の養成と登用 ②雇用の場における男女共同参画の推進
仕事と家庭の両立支援及び地域社会環境の整備	ワーク・ライフ・バランス及びイコールパートナーシップの実現と生きがいを持った学習・健康づくりの推進	①少子化・高齢化社会に対応した男女とも働きやすい職場づくり ②子育て支援対策の充実 ③生涯を通じた健康維持と増進

第2章 計画の内容

1. 推進の柱

「からだをきたえ、健やかで明るい村」「教養を高め、文化のかおる村」「仕事にはげみ、ゆたかな村」「思いやりと感謝の心で、住みよい村」との村民憲章が昭和59年5月17日に制定されました。

以来、村民憲章でめざす村づくりのための諸施策と基本的視点を重視し、次の3つを推進の柱と位置付け、総合的な施策を展開します。

a. 男女共同参画社会意識の醸成

各種法律において男女平等を目指しているものの、いまだ性別による格差や女性に対する差別、固定的な性別役割分担は解消されていません。

また、性犯罪やドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなども男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき大きな課題です。

教育立村を掲げる本村では、これまで学校教育や生涯学習を重点に推進してきました。村民総ぐるみで地道に根気よく、男女がそれぞれ認めあい、思いやる関係を醸成し、差別や暴力のない住みよい社会を目指します。

b. 政策・方針等への女性の参画拡大

女性の社会進出が進み、少しずつ女性が政策・方針等決定の場へ参画する体制が整いつつありますが、まだまだ国・地方の政策決定や企業・団体の方針等の決定は、男性が主導で行われています。

本村では、女性組織は充実し、活発に活動を展開していますが、中高年層が多く、子育て世代の若年女性の参加が課題となっています。

社会のあらゆる場面で男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れるため政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大し、男女が平等の立場で責任や喜びを分かち合うゆたかな社会を目指します。

c. 仕事と家庭の両立支援及び地域社会環境の整備

少子化・高齢化社会が進み、女性の就業参加が必要とされていきます。しかしながら、出産・育児による子育て世代の就業率の低下や、家事労働が女性に偏っている現状では、就業参加はもちろん、子どもを産み、育てようという意欲の低下にもつながります。

本村の高齢化は県内一となり、人口のおよそ半数が高齢者となりました。村の活性化のためには、高齢者の活力を高めることが必要です。

本村では、生涯学習センターや村立図書館、トレーニングセンターなどの学習や健康づくりを目的とした公共施設が整備されており、これらの施設を拠点に男女ともに自立し、生活が充実できるような支援や環境の整備を進め、生きがいを持てるあかるい社会を目指

します。また、男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立できるように、村内の団体等との連携により企業への働きかけや支援を強化します。

2. 施策の方向と基本施策

◎人権の尊重は、男女共同参画を実現するための基盤であり、社会のあらゆる分野で個人が尊重され、誰もが自らの存在に誇りをもって、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の形成を促進する施策を展開します。

a. 男女共同参画社会意識の醸成

「施策の方向」

性別による差別の解消

「基本施策」

①女性の人権の尊重

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの防止・根絶
男女平等の啓発

②相談体制の充実

性犯罪等被害者の相談体制の充実、関係機関との連携

③制度、慣習等の見直し

固定的な性別役割分担解消へ向けた意識の醸成

④学校・家庭・地域における男女共同参画の推進

平等教育と男女共同参画意識の醸成

男性の家事・育児・介護等への参画の促進、啓発

b. 政策・方針等への女性の参画拡大

「施策の方向」

人材の養成と女性の参画促進

「基本施策」

①人材の養成と登用

公職、地域社会活動への女性の参画促進

②雇用の場における男女共同参画の推進

女性管理職の育成と登用

女性起業者の育成促進

企業への多様で柔軟な働き方の周知・啓発

c. 仕事と家庭の両立支援及び地域社会環境の整備

「施策の方向」

ワーク・ライフ・バランス及びイコールパートナーシップの実現と生きがいを持った

学習・健康づくりの推進

「基本施策」

- ① 少子化・高齢化社会に対応した男女ともに働きやすい職場づくり
育児休業制度・介護休暇制度の周知
男性の家事・育児・介護等への参加促進
高齢者の自立した生活の支援
- ② 子育て支援対策の充実
育児のための環境の整備
ひとり親家庭の自立支援
- ③ 生涯を通じた健康維持と増進
生涯スポーツなど生きがいの促進
健康相談・教育の充実
高齢者の生活自立の維持・促進
高齢者の活躍促進

第3章 計画の推進体制

本村における男女共同参画の村づくりをめざして、この計画を推進するため、「上小阿仁村男女共同参画推進本部及び推進委員会」を設置し、村民総ぐるみにて総合的かつ効果的に推進します。

1. 上小阿仁村における推進体制の充実

(1) 推進体制の整備、充実

庁内の体制確立のため「上小阿仁村男女共同参画推進本部」を設置し、各課や関係機関との連携を密に各種施策を推進します。

(2) 男女共同参画に関する調査研究

秋田県男女共同参画室、及び「秋田県北部男女共同参画センター」と連携のもとに、男女参画に関する問題点の調査研究や企画立案は、本部長の指示により「推進委員会」が担当します。

2. 企業、NPOなどとの協働の確立

男女共同参画社会の形成は、行政だけでなく村民総ぐるみで取り組む必要があります。様々な問題を解決するため企業やNPOなどの民間団体との協働の確立を図り、次のような活動を行います。

(1) 男女共同参画推進に関する情報の提供

(2) 職場における男女共同参画推進のための学習会の支援

3. 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、本村における現状や問題点を把握し、定期的な進行管理を行います。

(1) 年度事業計画の策定

各年度の事業計画を策定し、進めることとします。

(2) 実績の把握と結果の公表

状況を把握して毎年度公表します。

(3) 計画の変更

計画の変更が認められた場合は、本部長の専決で変更ができます。